

第1章 瀬戸市の環境の現状と課題

この章では、近年の社会動向を踏まえた上で本市の環境に関する各種データから環境分野ごとの現状と課題を示します。

1. 環境を取り巻く社会の動き

(1) 持続可能なまちの実現（SDGs への対応）

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として、「SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）」が採択されました。この SDGs は、平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、これからの環境問題、まちづくりを考える上での世界の潮流となっています。



SDGs における 17 の目標（ゴール）

(2) 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現

国の第六次環境基本計画は、令和6年(2024年)5月に閣議決定されました。この計画は、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築を、目指すべき持続可能な社会の姿として掲げています。

さらに、将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現を、今後の環境政策が果たすべき役割として位置づけています。

(3) 生物多様性保全のための取組の充実

生物多様性は、開発や乱獲、地球温暖化の進行、人々の生活様式の変化、外来種問題などによって失われつつあります。生物多様性を保全するため、平成22年(2010年)に名古屋市において開催されたCOP10では、「愛知目標」が設定され、目標年が2020年に定められました。その達成に向けて、国内外で生物多様性の保全に関する取組が断続的に行われてきました。

「愛知目標」の教訓^{※1}を踏まえて、令和4年(2022年)12月にカナダ・モントリオールにおいて開催されたCOP15では、新たな生物多様性の世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組みでは、「自然と共生する世界」というビジョンを愛知目標から引き継ぎつつ、2030年までのネイチャーポジティブの未来に向けた世界短期目標として、23のグローバルターゲットが盛り込まれました。

これを受けて我が国では、2030年に向けた目標を「ネイチャーポジティブ(自然再興)^{※2}の実現」とする「生物多様性国家戦略2023-2030」が令和5年(2023年)3月に閣議決定され、「30by30目標^{※3}」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための戦略と行動計画が具体的に示されました。

このネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、令和7年(2025年)4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されました。これは、企業などによる地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例などの措置などを講ずるものです。

※1 生物多様性条約事務局が令和2年(2020年)9月に公表した「地球規模生物多様性概況第5版」では、以下のように指摘しています。

- ・ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたものの、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- ・達成できなかった理由として、愛知目標に応じて各国が設定する国別目標の範囲や目標のレベルが、愛知目標の達成に必要とされる内容と必ずしも整合していなかった。

出典：「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省)

※2 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことで、いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考えです。

※3 2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

(4) 気候変動の影響への対応

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で深刻さを増しています。その中において、この気候変動による影響に対応するために、平成30年（2018年）11月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の対処方法である温室効果ガスの排出量削減などの「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

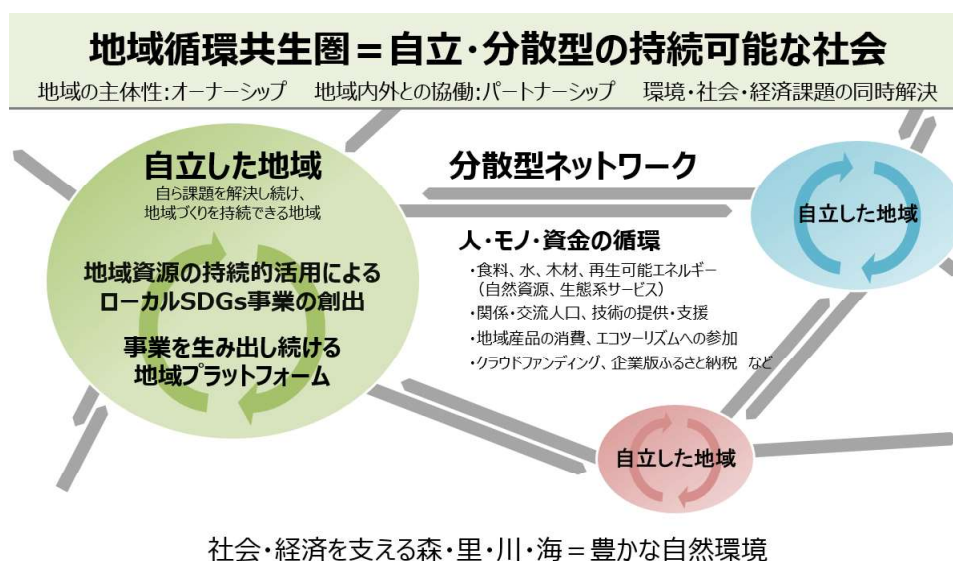
本市においても地球温暖化対策を推進するため、令和6年（2024年）に「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量削減に向け、瀬戸市の現状や自然的社会的地域特性を踏まえ、市民・事業者・市などの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画では、2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比50%削減することを目指すとともに、長期的な目標として2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを掲げ各種施策に取り組んでいます。

(5) 環境と経済、社会の統合的向上

環境をよりよく保全・創出していくためには、社会経済システムに環境配慮をいかに織り込むかが重要です。平成30年（2018年）4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」の考え方が示され、その中で各地域がその特性を生かした強みを発揮し、持続可能な生産と消費を実現する「グリーンな経済システム」の構築が求められています。

近年、我が国（経済産業省）では、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、经济社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指す「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」を推進しています。



出典：環境省ホームページ

地域循環共生圏

2. 瀬戸市の環境の現状

2.1. 自然環境の現状

(1) 位置・地勢など

本市は尾張地域の北東端に位置し、地形的には北東部の三国山や猿投山などの木曾山脈に連なる山地、尾張丘陵の一角をなす標高 100～300mの小高い山々があります。そして、これらの山地・丘陵地に源流を持つ水野川や瀬戸川、矢田川が平地を形成しています。

コラム 瀬戸市の自然環境のあゆみ

本市の自然環境は、人の暮らしによって大きく変化してきました。
特に 1000 年以上の歴史を持つやきもの産業との関わりは深く、例えば、本市の森林は、かつてそのほとんどがやきものの燃料として活用され、はげ山となっていました。先人たちによって再生されました。こうしてできた森林の中には、馬ヶ城浄水場のように水源涵養林として人々の暮らしを支えているものもあります。
さらに、かつてやきものの原料により真っ白だった川は、事業者の努力や下水道の普及により、多くの魚が暮らせる川に回復しました。こうした取組が、さまざまな自然環境を生み、本市の豊かな生態系を形作ってきました。
一方で、本市の自然は常に開発圧にさらされてきました。1000 年以上の歴史を持つやきものは、窯業原料の採掘の歴史でもあります。また、まちの発展に伴う住宅地開発や、エネルギーの転換や産業活動の活発化に伴う太陽光発電施設や産業廃棄物等処理施設の設置が進み、森林の一部は姿を変えています。
さらに、過疎化・高齢化や森林資源利用の縮小などによって里地里山の荒廃が進み、人々の営みによって維持されてきた環境に依存する生き物が、姿を消しつつあります。
そのため、本市では、豊かな自然と安全で快適な暮らしを次世代につなぐべく、「瀬戸市環境基本計画」に基づく環境施策を実施し、自然環境の保全に取り組んでいます。

(2) 森林環境

本市の北部から東部にかけて広がる森林は、市域（111.4km²）の約6割を占めており、その森林面積の約4割は公有地及び国有地が占めています。

森林面積の推移は、緩やかな減少傾向にあります。

一方で、自然公園法に基づく特別地域（愛知高原国定公園）や、県の自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく自然環境保全地域（海上の森）、市独自の自然環境の保護・保全区域である特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）として、保護・保全された森林の面積割合も、森林面積全体の約4割となっています。

本市の森林の大部分は、かつて薪炭林として利用されていた二次林で落葉広葉樹が多いものの、現在は利用されていないため、一部では遷移が進み常緑樹が進出しています。なお、常緑樹は、定光寺などの社寺林に多く生育しています。

また、森林の一部は水源地として機能しているほか、馬ヶ城浄水場内の県有林は水源涵養林となっています。

さらに、森林は研究施設としても利用されており、東京大学演習林生態水文学研究所は、100年以上にわたり、森と水の関係を研究しています。

一方で、市内に森林組合や民間の林業経営者が存在しないことや、一部の森林では、大規模な開発などによる伐採や林道が整備されていないといった状況にあります。

【本市の代表的な森林環境】

- ・海上の森
- ・猿投山
- ・愛知高原国定公園（定光寺・岩屋堂・東海自然歩道）
- ・東京大学生態水文学研究所赤津研究林
- ・馬ヶ城浄水場
- ・下半田川町蛇ヶ洞川エリア



海上の森



特定地区（下半田川町蛇ヶ洞川エリア）

(3) 河川、湿地などの水辺環境

■ 河川

本市の河川は、庄内川水系に属し、三国山・猿投山山麓を源にもちます。市街地及びその周辺では、瀬戸川、矢田川（山口川）、水野川、蛇ヶ洞川という大きな4つの河川が流れており、市内の支川数は76、支川延長は106.42Kmに及びます。これらの河川は、市民が身近にふれ合うことのできる水辺環境を形成しています。

川の水は工業用水・農業用水、そして生活用水として利用されてきました。特に瀬戸川は窯業原料工場などからの排水で白濁が問題となっていました。法令などの整備や下水道への切り替え、市民の意識の向上により、水質は改善しています。なお、蛇ヶ洞川や矢田川上流は現在でも水道水源として利用されています。

また、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが生息しています。

■ 湿地

本市の湿地は、「東海湧水湿地群」と呼称され、規模が小さく、貧栄養であることが特徴です。

粘土層が豊富な瀬戸市では、土砂崩れなどではがれた地表面が湧水によって地表面が湿ることのできる湿地が数多く見られます。分布は東海層群によって形成された丘陵地に多く、特徴的な湿地性植物や動物が生息しています。

中でも、市域南部にはシラタマホシクサなどが生育する貧栄養湿地が点在するなど、良好な水辺環境が多く残されています。

しかし、多くの湿地が、富栄養化による森林化や宅地開発や鉱物採掘などによる開発により姿を消しており、特に裸地を伴う湿地は減少しています。

また、本市の湿地は、規模が小さく、除伐などによる森林化の抑止（遷移の進行を止める）による保全の効果が出やすいことから、保全活動に取り組みやすく、市民の環境保全の場としての活用も期待されます。

コラム 瀬戸市の湿地の分布と特徴的な植物

本市では、277箇所の湿地が確認されていますが、その分布には偏りがあります。特に、穴田丘陵、品野台丘陵、水野丘陵、菱野丘陵、幡山丘陵などに多く集中しています。

また、湿地に生育する植物の分布にも偏りが見られます。例えば、ハナノキやミヤマウメモドキといった山間の湿地に育つ樹木は、本市の北東部に見られます。一方、シラタマホシクサやイガクサといった砂礫の露出した湿地に生える草は、本市の南部でのみ確認されています。

出典：「東海地方の湧水湿地 1643箇所の踏査から見えるもの」（令和元年（2019年）9月、湧水湿地研究会）

■ 湖沼・ため池

本市では、自然発生的な湖・沼・湿地は、小規模なものしか存在していません。また、水田耕地での土地改良事業の実施、農地転用や休耕による灌漑面積の縮小などにより、ため池の需要が低下し、廃池になっている池や埋め立てや改変された池なども多く見られます。

【本市の代表的な水辺環境】

- ・ 瀬戸川
- ・ 水野川
- ・ 矢田川（山口川）
- ・ 蛇ヶ洞川
- ・ 海上の森



瀬戸川



海上の森

(4) 里地里山

里地里山は、原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池などで構成される地域です。そのため本市は、市街地を除く全域が里地里山と言えます。中でも人の暮らしに近い農地は、農業の担い手不足などの影響から減少傾向となっており、生物多様性の維持に関して大きな課題の一つとなっています。ここは食糧を生産する場であるとともに、生物の生息・生育の場や雨水の貯留機能などを持っており、その面積は、市域の約5%にとどまっています。

コラム 里地里山とは

里地里山は、長い時間をかけて人々が自然と寄り添いながらつくりあげてきた自然環境です。我が国では、そうした環境がより身近な存在であったことから、特有の文化や豊かな感性も育まれてきました。

田んぼや小川、原っぱ、うら山など、人々がくらし、集い、草花や鳥、昆虫などさまざまな生き物たちが、あたりまえにそばにいる空間。日本には、まだまだそんな里地里山がたくさん残されています。

環境省では、さまざまな命を育む豊かな里地里山を、次世代に残していくべき自然環境の一つであると位置づけ、以下の3つの基準から「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」（500箇所）を選定しました。

- 基準1・・・多様で優れた二次的自然環境を有する里地里山
- 基準2・・・さまざまな野生動植物が生息・生育する里地里山
- 基準3・・・生態系ネットワークの形成に寄与する里地里山

このうち、瀬戸市では、「海上の森」と「東京大学演習林生態水文学研究所 赤津研究林白坂小流域」の2箇所が選定されています。



海上の里（海上の森）

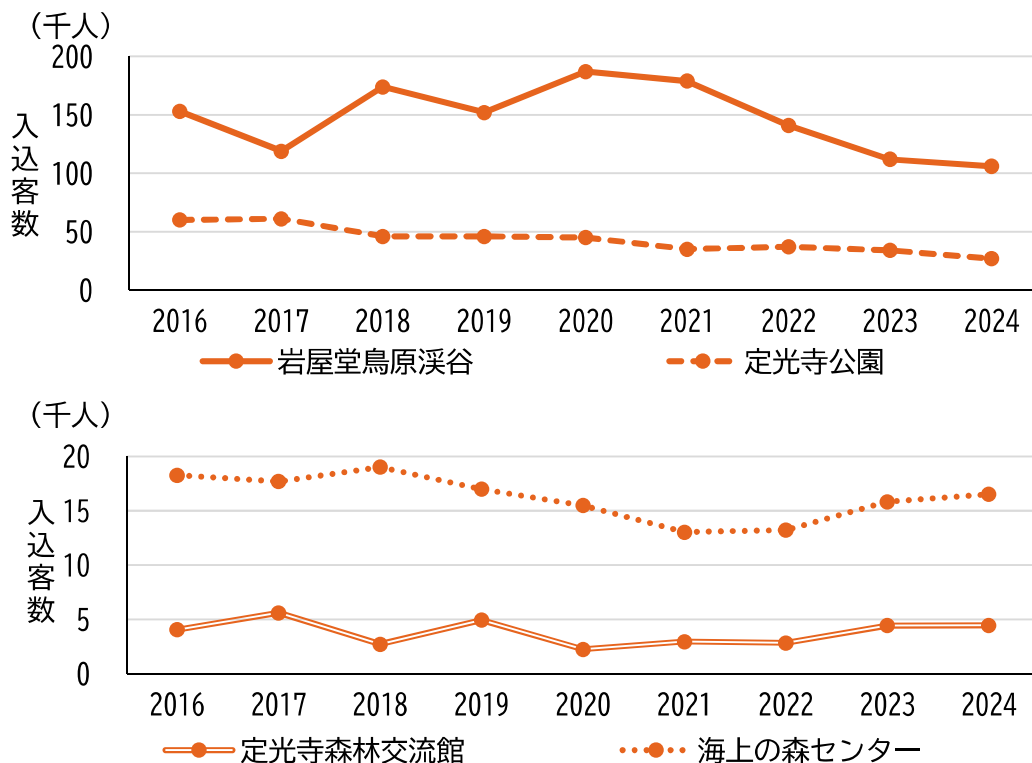
出典：愛知県ホームページ及び環境省ホームページを加工して作成

(5) 自然観光資源、自然とのふれあい活動の場

本市の豊かな自然環境を活かした自然観光資源は、身近な自然環境として親しまれています。

特に、海上の森や東海自然歩道のルートにもなっている定光寺、岩屋堂、猿投山は、年間を通じて多くの人を訪れており、レクリエーションの場としてだけでなく環境活動や学びの場としても利用されています。

また、これらの自然観光資源のほかに、市街地周囲の里山、農地など、身近にふれあうことのできる自然が多く存在します。



出典：瀬戸市統計書「観光レクリエーション利用者数」

主な自然観光資源の入込客数の推移

【本市の代表的な自然観光資源、自然とのふれあい活動の場】

- ・海上の森
- ・愛知高原国定公園（定光寺・岩屋堂・東海自然歩道）
- ・ねむの森



定光寺



岩屋堂

(6) 生物

■ 希少種・重要種

本市には、三国山や猿投山、海上の森などの緑豊かな森林や特徴的な湿地が多くあります。そこには、里山の代表種であるギフチョウや、湿地性植物であるシデコブシ、マメナシといった希少な生物が生息・生育しています。

また、瀬戸川、矢田川、水野川など約 80 の河川が市内を流れており、市域北部を流れる蛇ヶ洞川には、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息も確認されています。

■ 外来生物

本市でみられる代表的な外来種は、アライグマ、ハクビシン、ヌートリアですが、カミツキガメやセアカゴケグモのように人体に危険が及ぶ種も確認されています。

また、蛇ヶ洞川においては、オオサンショウウオとチュウゴクオオサンショウウオとの交雑個体の確認や国内外来種（国内由来の外来種）であるオヤニラミも大きな問題となっています。

本市では捕獲器の貸し出しなどによる対策や、ホームページなどにより、市民へ注意喚起を行っています。

コラム 瀬戸市周辺に生息する希少種・重要種

愛知県では、平成 13 年度（2001 年度）に「レッドデータブックあいち」がとりまとめられました。その後、2 度の見直しが行われ、令和元年度（2019 年度）には「レッドデータブックあいち 2020」がとりまとめられました。

瀬戸市では、ハチクマ、オオサンショウウオ、ホトケドジョウなど、多くのレッドデータブックに掲載された種が確認されています。

「レッドデータブックあいち 2020」から推定される、瀬戸市周辺に生息する希少種・重要種の種数を下表に示します。

🔍 詳しい内容を見る

レッドデータブック
あいち 2020



（愛知県ホームページ）

愛知県 レッドデータブック

検索

レッドデータブックあいち 2020 に掲載された種数

区分	哺乳類※1	鳥類※2	爬虫類・ 両生類※1	魚類※3	昆虫類・ クモ類※1	維管束 植物※1
愛知県	29	87	6・14	39	214・39	630
瀬戸市周辺	14	-	3・6	11	49・13	174

※1：哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、維管束植物は、瀬戸市を含むメツシュ（5237702、5237604、5237611、5237613、5237602、5237711）で記載されている種数を示しています。

※2：鳥類は、瀬戸市周辺での確認種の抽出が不可能であったため、種数を記載していません。

※3：魚類は、瀬戸市を流れる河川（庄内川及び庄内川水系）や、県内各地と記載された種のうち、河口や汽水域に生息する種を除いて抽出しています。

出典：「レッドデータブックあいち 2020」（愛知県ホームページ）を加工して作成

(7) 自然環境などとの調和に配慮した開発

近年、大規模に森林を伐採する太陽光発電施設の建設が全国的に進んでいます。本市においても民間事業者による建設計画がみられるなど、自然環境や生活環境を保全する上での懸念要因になっています。

大規模な太陽光発電施設の建設は、森林の伐採など土地利用を変化させることで大気中に二酸化炭素を排出することになるため、地球温暖化問題の解決につながらず、生物多様性をも失わせることとなります。このように、再生可能エネルギーの開発にあたっては、自然環境や生活環境との調和が求められます。

そこで、本市では、平成 31 年（2019 年）3 月に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、森林の伐採など自然環境や生活環境への影響が及ぶ可能性のある太陽光発電設備の設置に際し、開発の面積要件や発電出力の要件に従い、市民への説明や自治会などの地元組織との協定の締結などを義務づけました。条例施行後は、自然環境及び生活環境を大きく改変する大規模設備の設置申請がなくなるなど成果が出ています。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

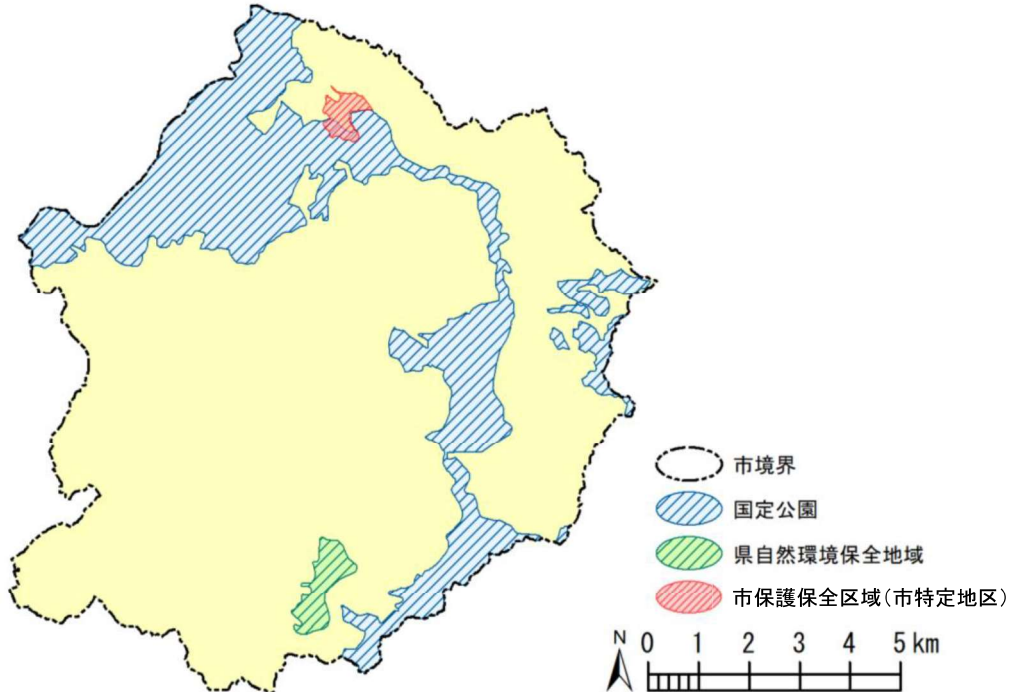
第
5
章

巻
末
資
料

(8) 保護・保全された地域

自然環境や生態系を守るために、国定公園、県自然環境保全地域及び市保護保全区域（市特定地区）※などの保護・保全された地域が設定されています。本市では市域の約 25%が保護・保全された地域に設定されています。

※「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づいて指定された特定区域を指します。



出典：国定公園 「国土数値情報（自然公園地域データ）」（国土交通省）を加工して作成
 県自然環境保全地域 「国土数値情報（自然保全地域データ）」（国土交通省）を加工して作成
 市保護保全区域 瀬戸市提供データを加工して作成

コラム 「30by30 目標」 / 保護地域及び OECM

30by30（サーティー・バイ・サーティー）目標とは、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

「30%」という数字は、生物多様性や生態系サービスを確保するために必要とされる数字です。国立公園などの「保護地域」に加えて、OECM(other effective area-based conservation measures) によって達成を目指していくことになります。OECMについては、公有地はもとより企業などの民間の所有地などにおける民間による取組が、達成のための重要なカギとなります。また、この目標の達成に向けては、面積割合を増加させることに加え、効果的に保全及び管理することにより質を高めることも重要です。

保護地域（オレンジ）とOECM（みどり）でつながる国土の健全な生態系のイメージ（環境省作成）



保護地域以外にも、里地里山、水源の森、都市の自然など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している



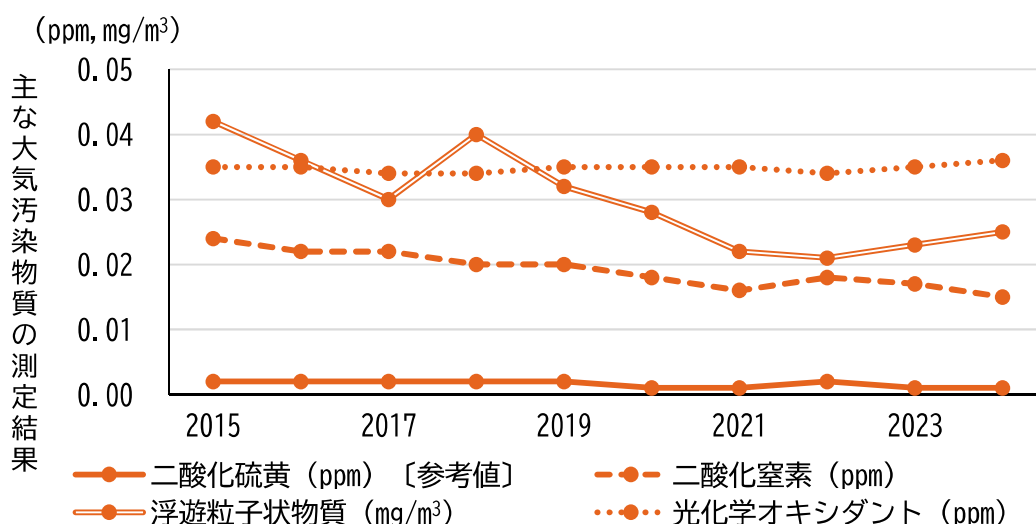
出典：環境省ホームページ

2.2. 生活環境の現状

(1) 環境基準の達成状況

■ 大気環境

大気環境の環境基準が設定されている4項目について、平均値の推移をみると、二酸化窒素は減少傾向で、二酸化硫黄及び光化学オキシダントは横ばいで推移しています。



出典：愛知県ホームページ 大気汚染調査報告ダウンロード「年度大気汚染調査報告」

※本グラフは、瀬戸市陶原町（自動車排出ガス測定局）における以下の値を示しています。ただし、二酸化硫黄は瀬戸市内で測定していないため、尾張旭市東大道町（一般環境大気測定局）における値を参考値として掲載しています。

二酸化硫黄：日平均の2%除外値

二酸化窒素：日平均値の年間98%値

浮遊粒子状物質：日平均の2%除外値

光化学オキシダント：昼間の年平均値

主な大気汚染物質の測定結果（平均値の推移）

令和6年度(2024年度)における環境基準の達成状況について、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は環境基準値を上回ることはありませんでしたが、光化学オキシダントは環境基準値を上回ることが複数回確認されました。

【大気汚染の環境基準値】

二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

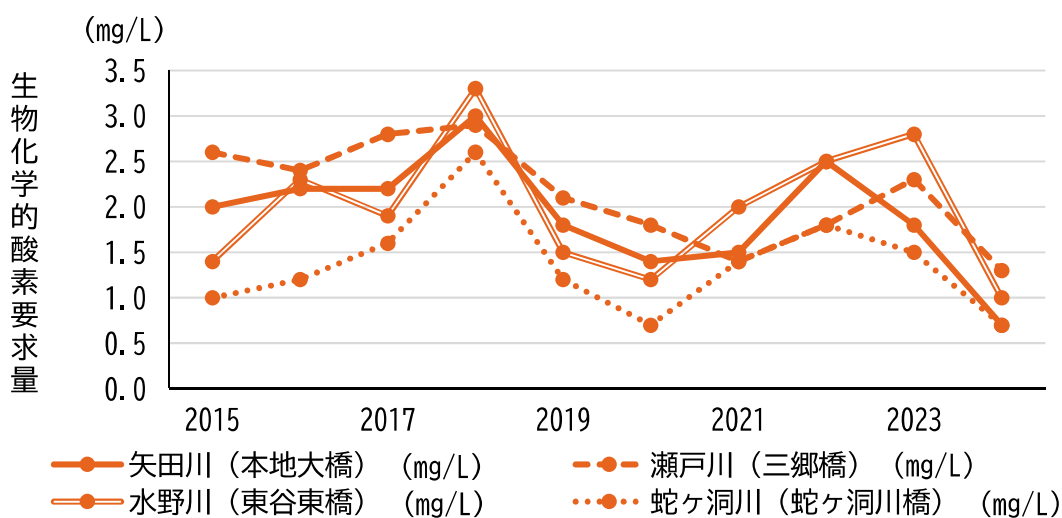
■ 河川水質

本市では、公共用水域の水質を毎年定期的に調査しています。河川の水質については、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、溶存酸素量(DO)及び大腸菌数の5項目(大腸菌数はAA類型及びA類型のみ)で環境基準の達成状況を判断しています。

令和6年度(2024年度)は、市内4河川のうち、瀬戸川(D類型)、矢田川(C類型)、水野川(C類型)で本計画の基準を達成できており、これは平成16年度(2004年度)から続く結果となっています。また、蛇ヶ洞川(A類型)では、令和3年度(2021年度)まで大腸菌群数※のみ基準を達成できていませんでしたが、令和4年度(2022年度)以降はすべての基準を達成できています。

なお、環境基準項目の内、河川の水質を保全するために用いられる重要な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)は、蛇ヶ洞川(A類型)において、平成30年(2018年)に基準を超過しましたが、それ以外は各河川とも環境基準内での推移となっています。

※環境省が令和4年(2022年度)4月1日に施行した環境基準の見直しにより、大腸菌群数が大腸菌数に変更されました。



出典：瀬戸市ホームページ「環境基本計画年次報告書」

※令和2年度(2020年度)から調査位置が変更されました。

矢田川(菱野橋)→矢田川(本地大橋) 瀬戸川(共栄橋)→瀬戸川(三郷橋)

水野川(荏坪橋)→水野川(東谷東橋)

市内4河川の生物化学的酸素要求量(BOD:75%値※)の推移

※75%値：一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値

【河川水質の環境基準値(本市関連分のみ)】

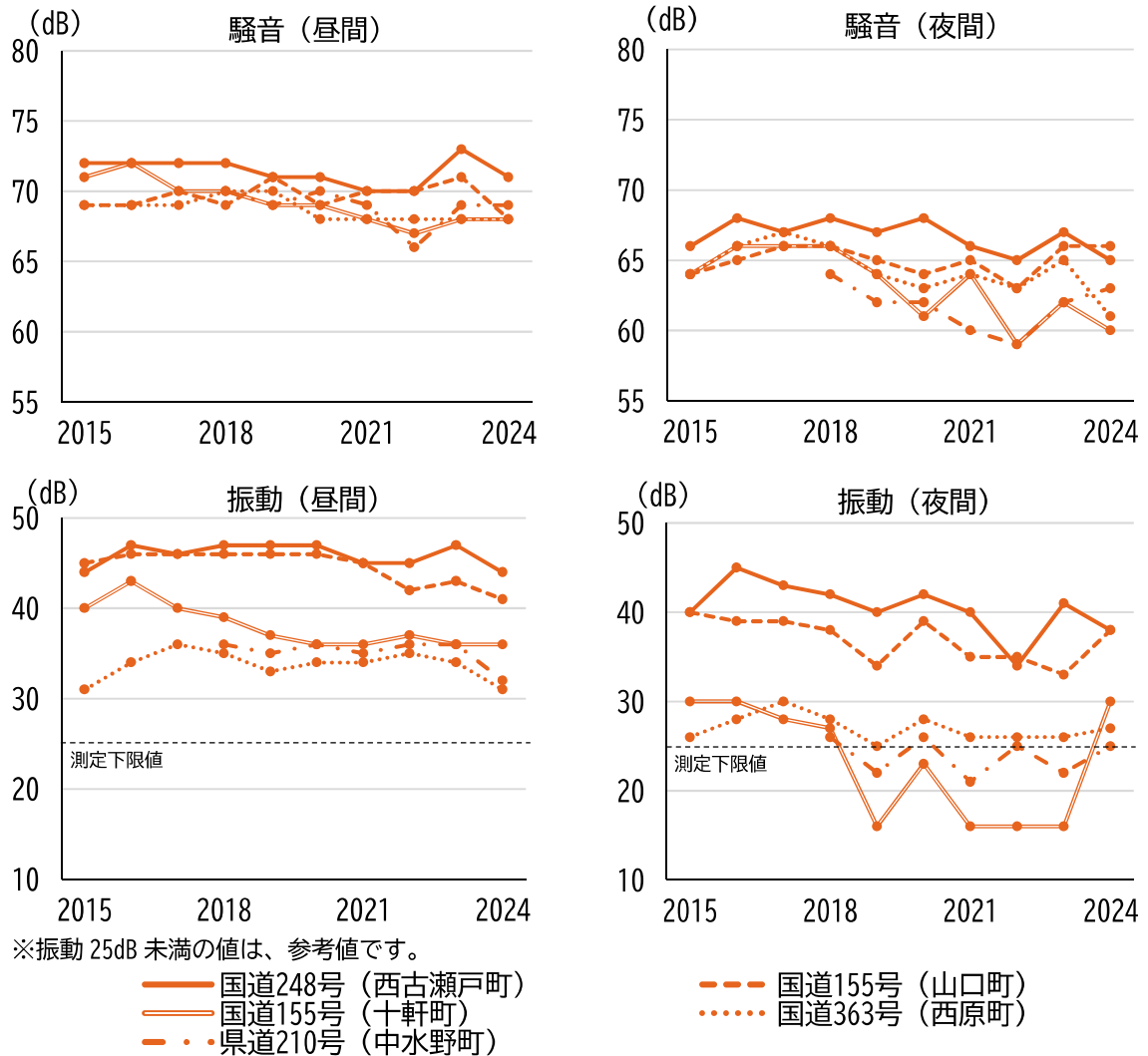
類型	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
A	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—

河川の水質基準(生活環境項目)は、指定された水域ごとに「AA」「A」「B」「C」「D」「E」の6つの類型(等級)が定められ、それぞれの類型ごとに異なる基準値が定められています。一般的に「AA」タイプの河川の水が一番きれいとされています。

■ 道路の騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法に基づいて、国道155号や国道248号などの主要な道路を走行する自動車の騒音と振動を、市内5地点にて定期的に測定しています。

騒音・振動については、「環境基準（維持されることが望ましいとされる水準）」に加え、「要請限度（交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準）」の2つの値で評価しています。測定結果は全地点ほぼ横ばいで推移していますが、一部未達成の地点があります。



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

騒音・振動の測定結果（時間区分平均値）の推移

【道路交通の騒音・振動に関する環境基準値及び要請限度の例】

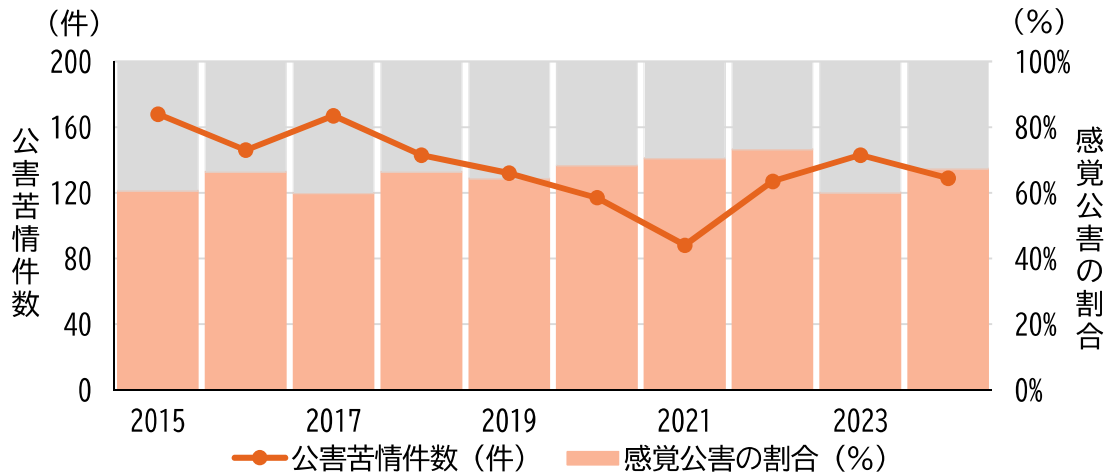
		昼間	夜間
環境基準値 (維持されることが望ましいとされる水準)	騒音	70dB	65dB
	要請限度 (交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準)	75dB	70dB
	振動	65dB	60dB

※振動の環境基準値は特に設けられていません。

(2) 公害苦情処理

公害※苦情の申立件数は年間 90～170 件程度で推移しています。公害苦情全体に対する感覚公害（騒音、振動、悪臭）の割合が半数以上となるなど、日常生活における感覚的・心理的被害に対する市民の関心が強くなっていることがうかがえます。

※ 公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7つに分類されます。



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

公害苦情件数と感覚公害の割合の推移



(3) 廃棄物処理の状況

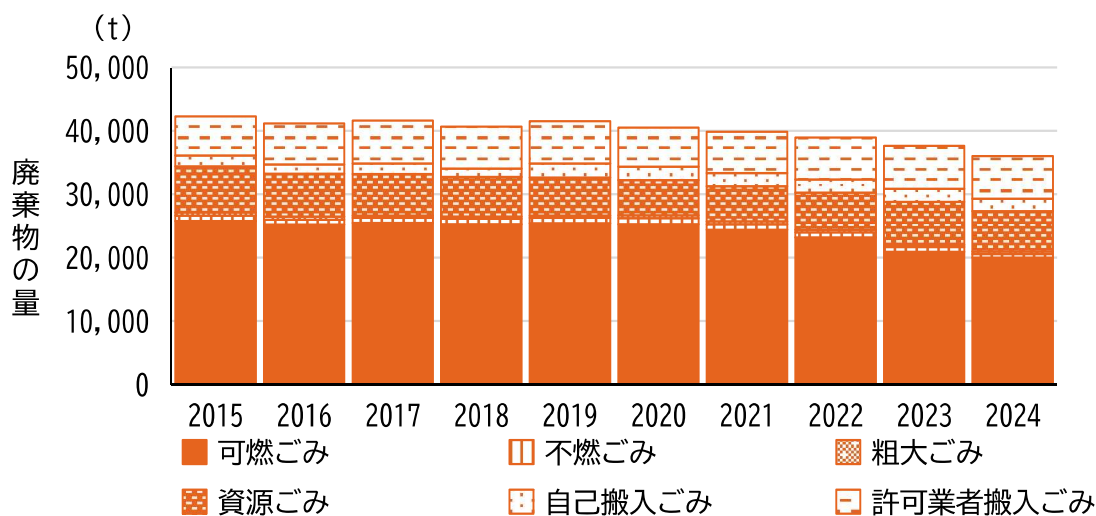
■ 一般廃棄物

総ごみ排出量は、令和2年度（2020年度）まで横ばい傾向でしたが、それ以降減少傾向となっており、令和6年度（2024年度）では36,024tとなっています。

また、令和6年度（2024年度）の家庭からの1人1日あたりのごみ・資源の排出量は638gであり、減少傾向で推移^{※1}しています。同じく、資源化率^{※2}は21.8%となっており、こちらは横ばい傾向にとどまっています。

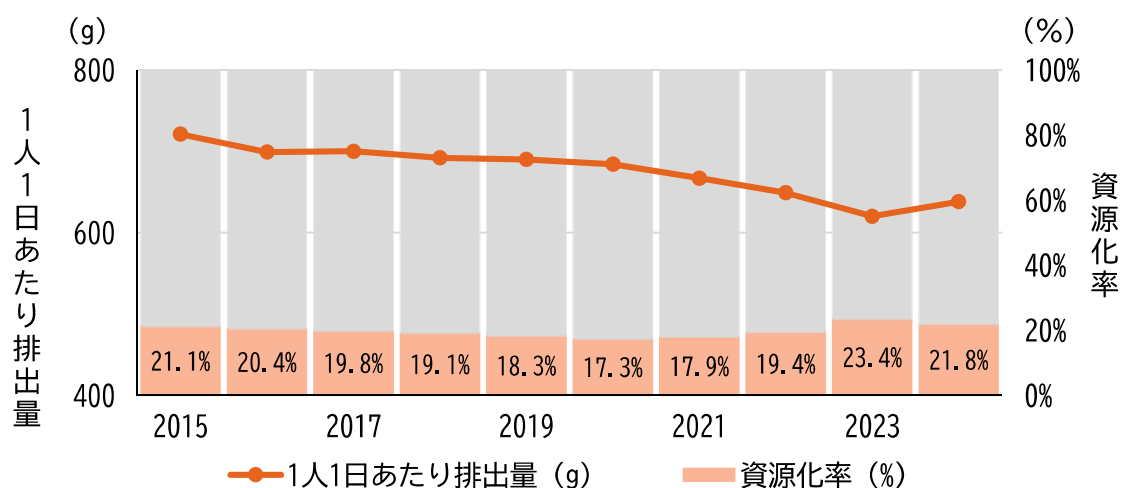
※1 令和6年度（2024年度）から家庭系、事業系ごみは集計方法を一部見直したため、令和5年度（2023年度）以前と整合しません。なお、合計の集計方法に変更はありません。

※2 「資源化率」＝資源物÷（家庭ごみ＋資源物）×100



出典：瀬戸市統計書

家庭ごみ、事業系ごみ、家庭から出される資源物の量の推移



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

1人1日あたりの排出量（家庭から排出されるごみ及び資源物）、資源化率の推移

■ 産業廃棄物

本市は、他の県内市町村と比較して産業廃棄物などの関連施設が多く、愛知県内の最終処分場の埋立面積の約 65%（海面最終処分場を除く）が立地しています。生活環境の維持や環境保全上の支障から、市民と事業者の間で紛争が発生していました。

そこで、平成 14 年（2002 年）3 月に「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定しました。本条例により、事業者計画の事前公開や、説明会の開催、地元組織との環境保全協定の締結を義務付けました。さらに、平成 24 年（2012 年）7 月に「産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」を策定し、環境保全対策書の作成方法を具体化しました。これらの仕組みにより、住民と事業者との合意形成が図られるよう取組を進めてきました。

また、同時に「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導に関する条例」を制定しました。本条例は、産業廃棄物等関連施設の運用に関して、環境汚染のおそれがある行為と認められるときは、指導することができるなど、産業廃棄物等関連施設の適切な運用を図るものとなっています。

■ 不法投棄

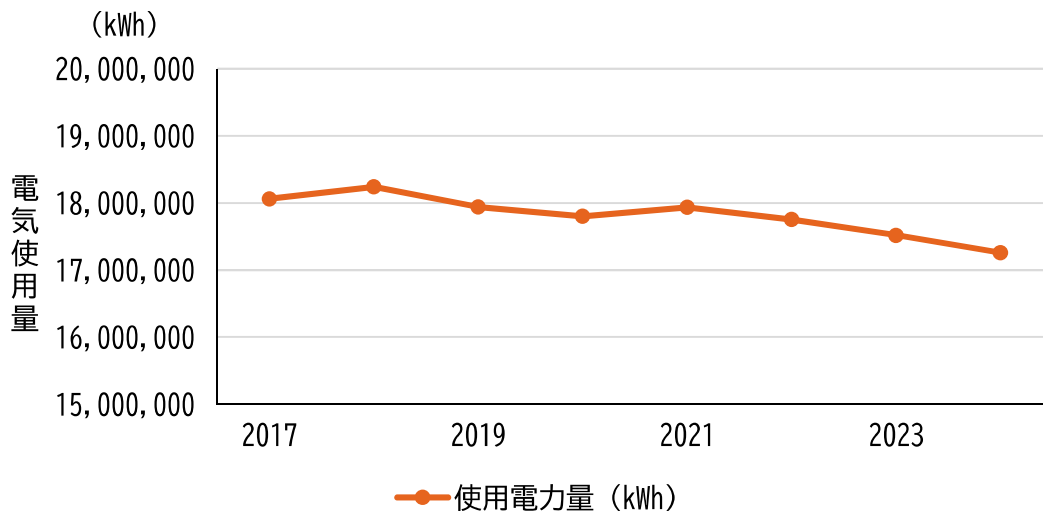
不法投棄対策については、市職員による監視パトロールや地域の青色パトロールと連携した巡回活動を実施し、不法投棄場所などの確認や投棄物の処理を行っています。また、不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置し、不法投棄の抑止に努めています。



2.3. 地球環境の現状

(1) エネルギー関連の状況

公共施設における電気使用量は、わずかに減少傾向で推移しています。令和6年度（2024年度）は17,259,372kWhで、本計画策定時の令和3年度（2021年度）から約3%削減しています。



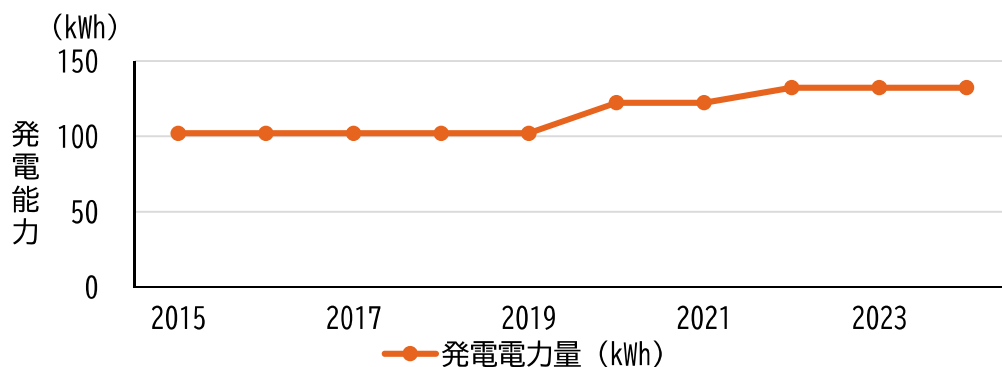
出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」
公共施設の電気使用量の推移

また、平成26年度（2014年度）に市役所新庁舎が建設され、新たに太陽光発電システムを屋上に設置するなど、市内12施設で新エネルギー設備が導入されています。

太陽光発電システム（10施設）による発電能力は、令和6年度（2024年度）に132.4 kWと増加傾向にあります。



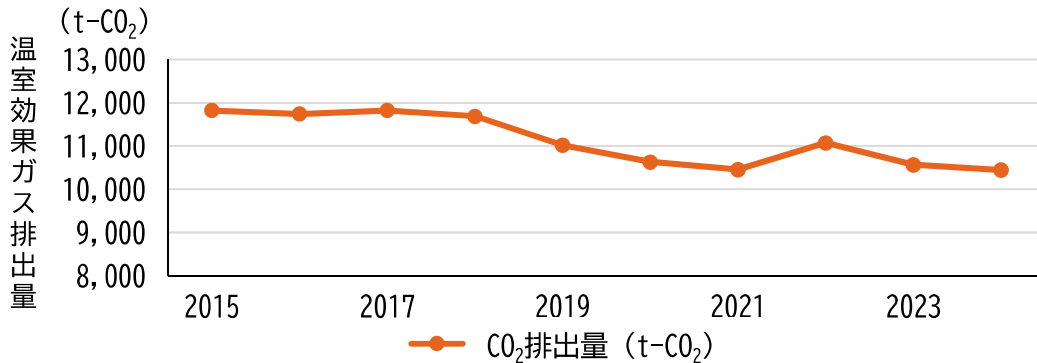
市役所新庁舎の太陽光発電システム



出典：瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」
公共施設の発電能力の推移

(2) 温室効果ガスの排出量

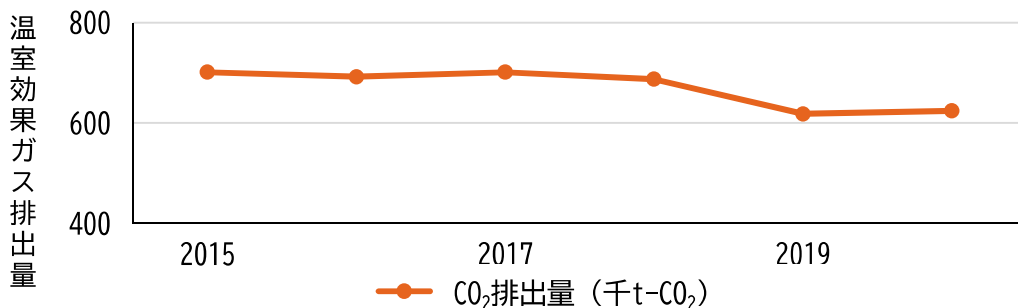
本市の事務事業から排出される温室効果ガス(CO₂)は、令和6年度(2024年度)で10,444t-CO₂であり、平成29年度(2017年度)以降は減少傾向となっています。市では、平成23年度(2011年度)には「節電!ピークカットアクションプラン」を、平成24年度(2012年度)には「夏季瀬戸市節電対策取組方針」「冬季瀬戸市節電対策取組方針」を定め、以降、継続して節電を推進しており、これらの効果もあり減少傾向となっていると推察されます。



出典：第4次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））
瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

市の事務事業から排出される温室効果ガスの推移

市域から排出される温室効果ガス(CO₂)は、令和2年度(2020年度)で624千t-CO₂であり、平成25年度(2013年度)と比べて約23%減少しています。



出典：瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
瀬戸市ホームページ 「環境基本計画年次報告書」

市域から排出される温室効果ガスの推移

コラム 本市の地球温暖化に関する計画

本市は、地球温暖化対策を推進するため、市域全体の取組を記載した「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と瀬戸市が行う事務事業の取組を記載した「第4次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」を策定しています。

地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量削減に向け、市民・事業者・市などの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

🔍 詳しい内容を見る

区域施策編



(瀬戸市ホームページ)

瀬戸市 区域施策編

検索

事務事業編



(瀬戸市ホームページ)

瀬戸市 事務事業編

検索

(3) 各主体（市民・事業者・市）の取組状況

本市では、平成 28 年（2016 年）に「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金」（平成 31 年（2019 年）名称改正）を創設し、住宅用太陽光発電施設と住宅用エネルギー管理システム（HEMS）、定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的導入の補助を進め、令和 2 年度（2020 年度）には、補助の申請と問い合わせを合わせて 64 件受け付けるなど、市民のニーズが高いことがうかがえます。

地球温暖化防止について、基本方針と具体的な取組を行う旨の宣言をするなど、事業者による温暖化の取組の仕組みである「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定書」に基づく協定を市と締結する事業者の数も増加しています。また、市も一事業者として、平成 30 年（2018 年）6 月に「第 3 次エコオフィスプランせと」を策定し、これまでに実施してきた節電など具体的な取組を継続し、温室効果ガスの削減に努めています。

2.4. 連携・協働の現状

(1) 市民・事業者などの連携・協働の状況

本市では、市民による「せと・まるっと環境クラブ」と、事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の 2 つのパートナーシップ型組織があります。

「せと・まるっと環境クラブ」による自然観察会やカタクリ群生地の草刈りなどの環境活動、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」による蛇ヶ洞川清掃活動や「省エネ講演会&環境取組発表会」などの環境活動が、それぞれ市と市民、市と事業者の 2 者連携により、継続的に実施されるとともに、市民・事業者・市の 3 者連携につながる取組も進めています。



「せと・まるっと環境クラブ」による
自然観察会



「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」
による蛇ヶ洞川清掃活動

(2) 環境教育・環境学習の実施状況

本市では、市民や事業者、大学などと連携して、市主催で行う「せと環境塾」により、岩屋堂や定光寺周辺（定光寺公園、定光寺野外活動センターなど）、海上の森、東大演習林でのフィールドワークや、資源リサイクルセンターでの環境講座を実施しています。その他、講師派遣による小中学校や保育園への出前講座なども実施しています。

(3) 環境情報の発信の状況

本市では、環境情報ポータルサイトの展開として、市環境課公式インスタグラムを令和2年（2020年）から運用を開始し、定期的に情報発信を行っています。

コラム パートナーシップ型組織の変遷

平成11年度（1999年度）に策定された第1次瀬戸市環境基本計画では、市民・事業者・行政がパートナーシップを形成し、相互に支援しあって環境問題に取り組むことが求められていました。

平成19年度（2007年度）には、事業者のパートナーシップ型組織として、市内の事業者が中心となって、「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」が発足しました。地域における環境活動を推進するとともに、環境に関する情報交換、異業種での交流、ネットワークづくりの促進を図ることを目的として、蛇ヶ洞川清掃活動を始めとして様々な環境保全の取組を進めてきました。

平成23年度（2011年度）には、市民のパートナーシップ型組織として「せと・まるっと環境クラブ」が発足しました。市民と行政とが連携し、瀬戸市環境基本計画の計画理念の実現を目的として、自然観察会を始めとして様々な取組を進めてきました。市民と事業者との連携・協働によるパートナーシップ型組織の設立と、組織的な活動は、当時、先進的なものでした。

令和2年度（2020年度）に策定された第3次環境基本計画において、更に協働の取組を発展させるために、市民・事業者の垣根を超えた合同協議体の設立を進めることが課題となりました。

令和5年度（2023年度）には、市民、市民団体、事業者、学術機関、教育機関などと行政が協働し、持続可能なまちづくりの実現を目指すため、「サステナブルせと」が設立されました。

「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」は、新たなパートナーシップ型組織「サステナブルせと」に参加希望事業者が合流する形となり、令和5年度をもって活動を終了しました。

パートナーシップ型組織の持つ理念や活動は、市が環境保全の取組を進める上で必要不可欠であり、重要なものですので、今後も更なる活躍が望まれます。

3. 市民・事業者の環境に関する意識（令和2年（2020年）実施）

3.1.1 アンケート実施概要

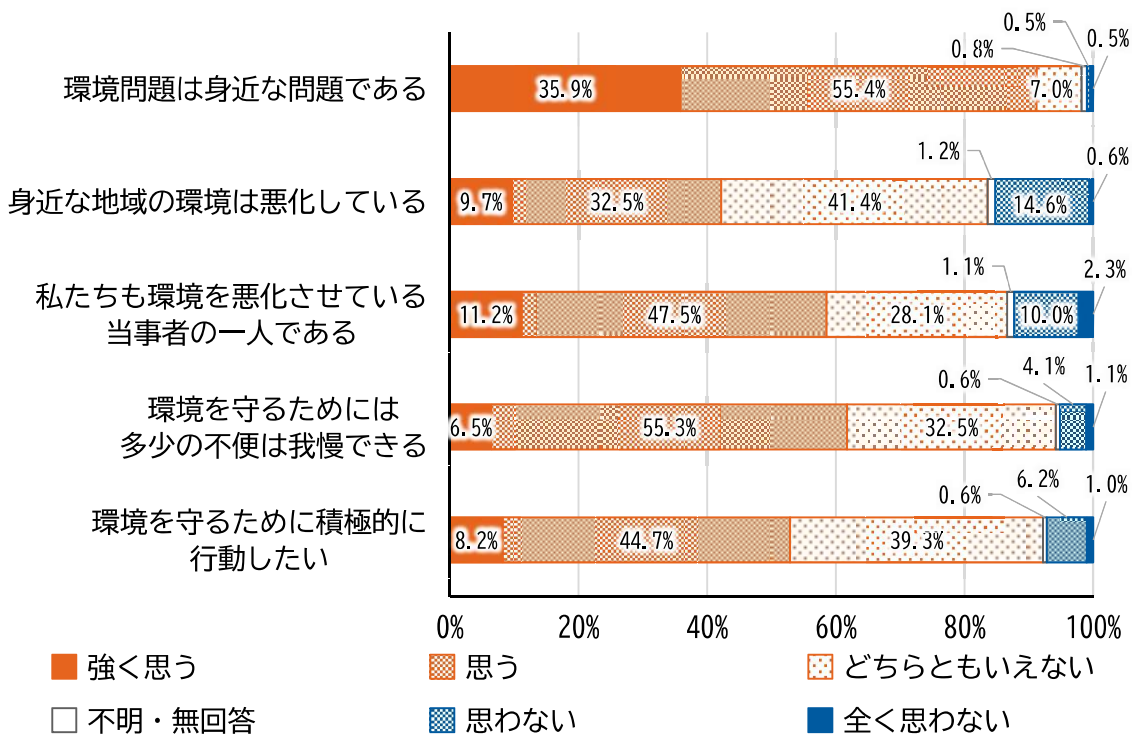
本市を取り巻く環境に関する、市民や事業者の意識や意向を把握するため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

アンケート実施概要

内 容	市 民	事業者
対象者	16歳（高校生）以上の市民	市内で事業を営む事業所
配布数	2,000人	200社
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 ※年齢、地域のバランスを考慮	瀬戸市企業ガイドブックなどから抽出
期間	令和2年（2020年）1月27日～2月12日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数（率）	834件（41.7%）	54件（27.0%）

3.1.2 アンケート結果概要

環境問題に関する市民の意識としては、特に「環境問題は身近な問題である」という問いに対し、「そう思う（強く思う、思う）」という回答が91.3%となっており、回答者の環境問題への意識が高いことがうかがえます。

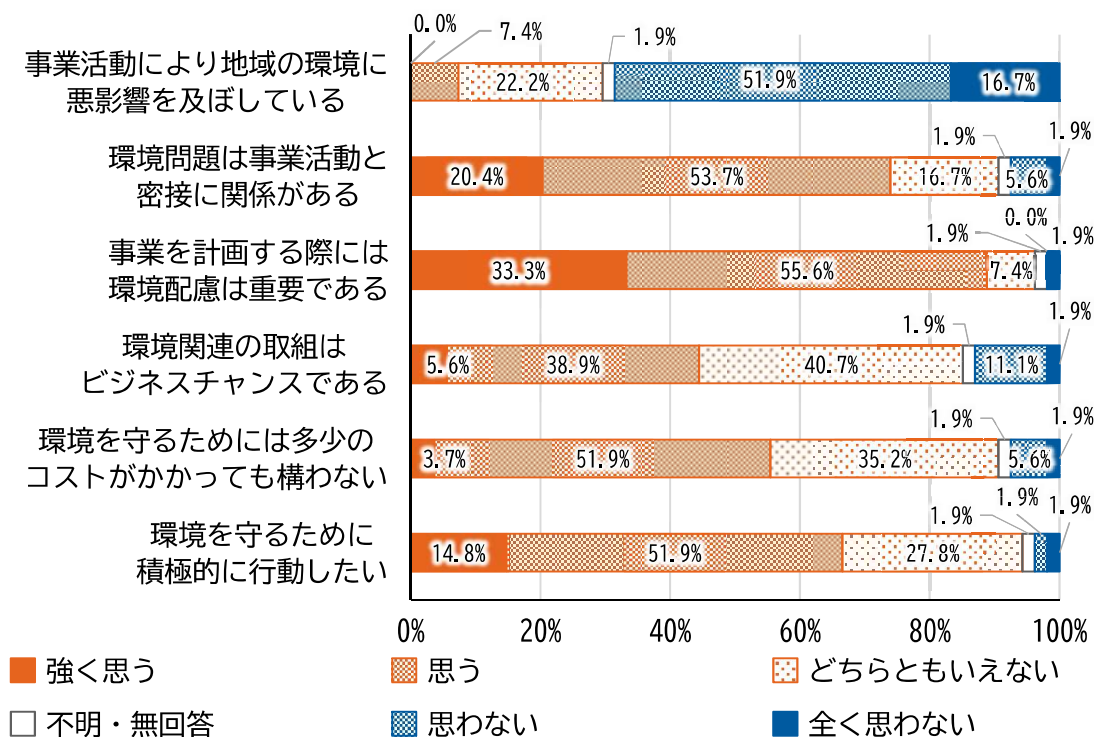


※グラフ内の数値については、端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

環境問題に対する考え方について【市民】

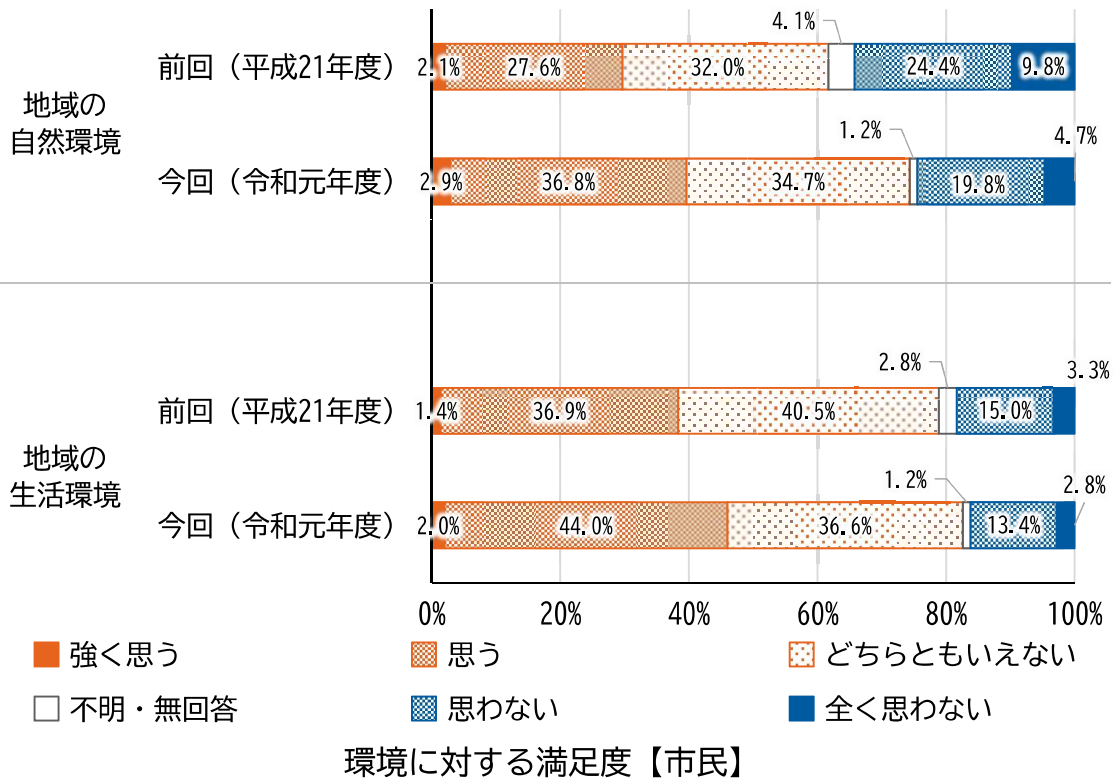
市内で事業を展開する事業者の意識としては、「事業活動により地域の環境に悪影響を及ぼしている」という問いに対しては、68.6%の事業者が「そう思わない（思わない、全く思わない）」と回答しています。一方で、「事業活動を計画する際には環境配慮は重要である」に対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が 88.9%となっており、環境への意識を高く持つ事業者が多くなっています。

また、「環境関連の取組はビジネスチャンス」という問いに対しては、「そう思う（強く思う、思う）」が 44.5%となっており、「そう思わない（思わない、全く思わない）」の 13.0%に対し、31.5ポイント上回っています。

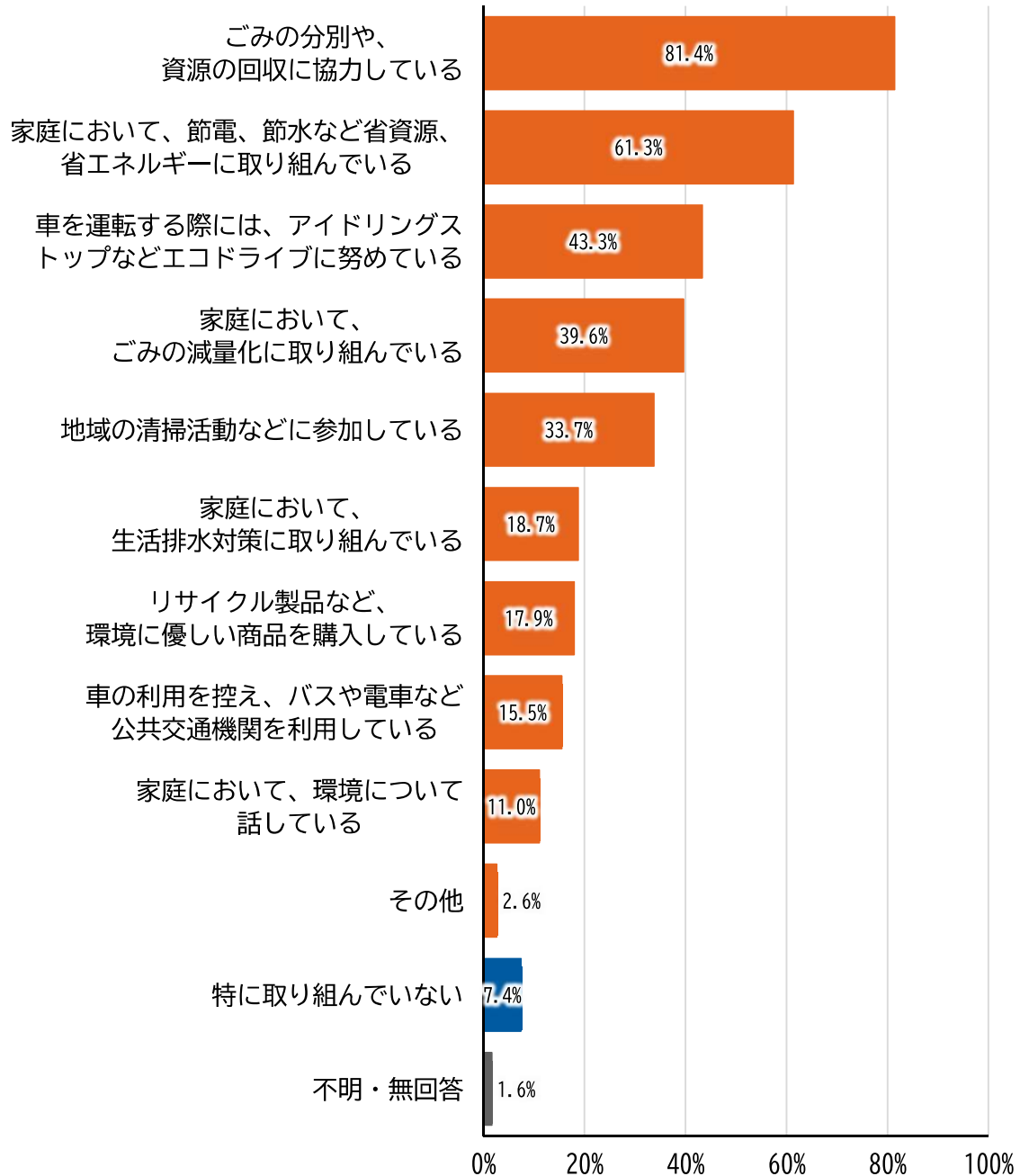


環境問題に対する考え方について【事業者】

自然環境や生活環境といった、お住いの地域の環境に関する市民の満足度については、前回調査（平成21年度（2009年度））と比較すると、いずれの項目も満足度が上がっており、特に地域の生活環境に対する満足度は、「満足している（強く思う、思う）」が46.0%で、「満足していない（思わない、全く思わない）」の16.2%に対し、29.8ポイント上回っています。



市民が行っている環境への取組については、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」とする回答が全体の81.4%と最も割合が高くなっています。また、「特に取り組んでいない」という回答も7.4%ありました。

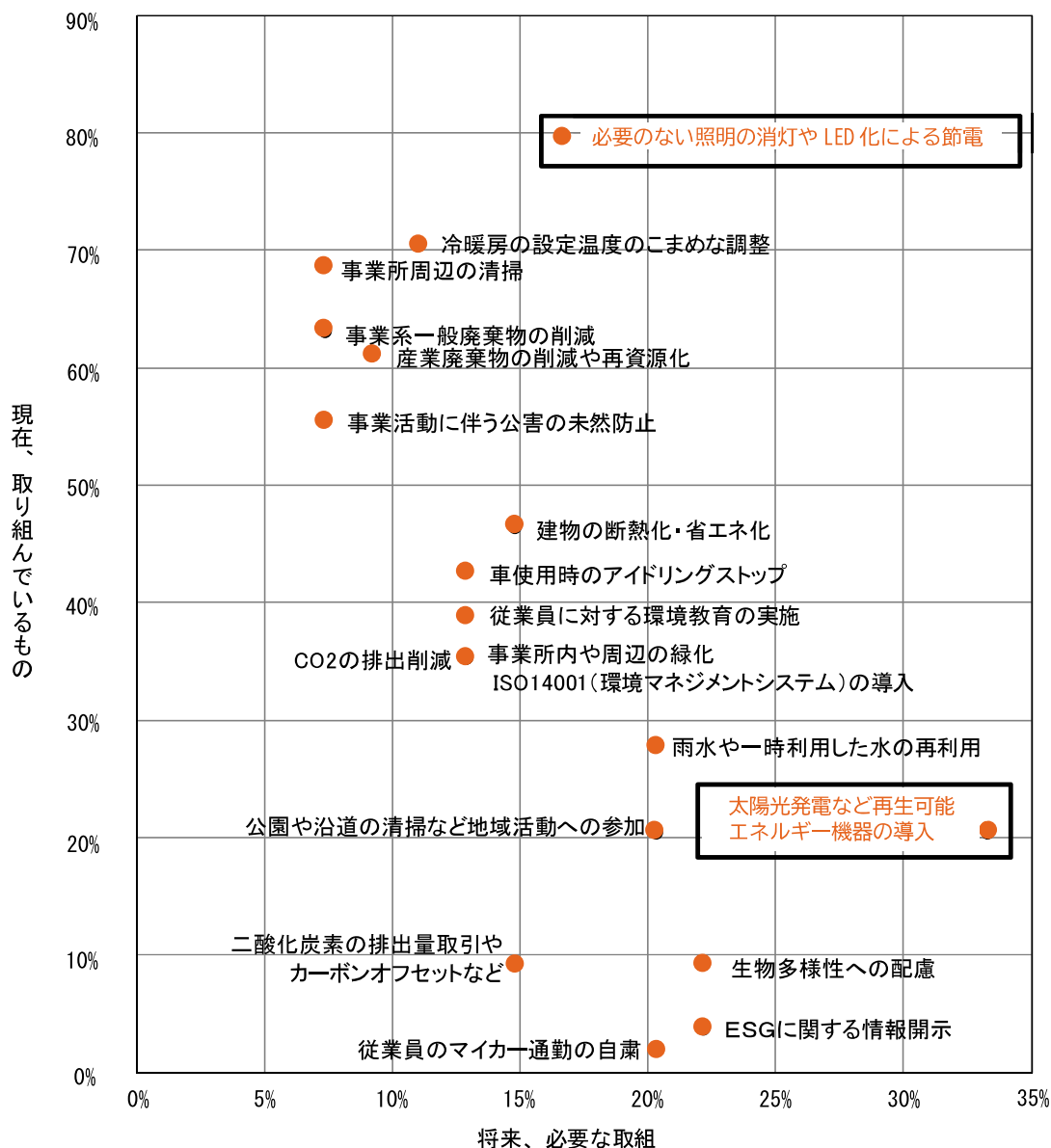


実行している環境に対する取組【市民】

一方で、事業者が環境保全のために行っている取組として、現在行っている「環境保全のための取組」については、「必要のない照明の消灯やLED化による節電」が全体の約8割を占め、多くの事業者が取り組んでいます。

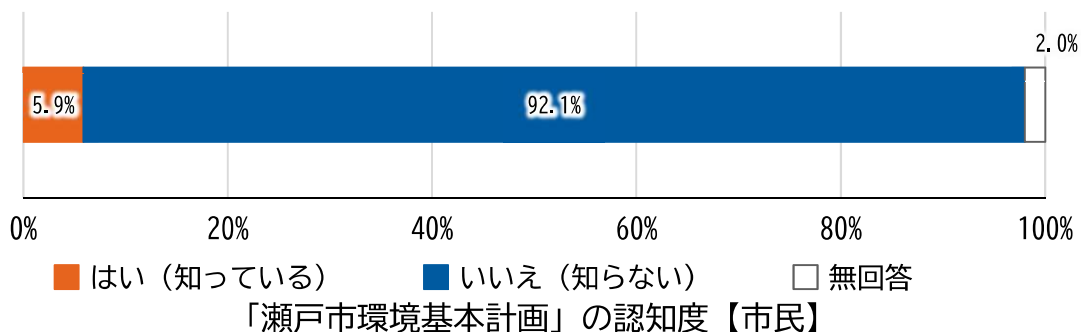
「将来、取組が必要なもの」については、「太陽光発電など再生可能エネルギー機器の導入」が全体の33.3%と最も割合が高くなっています。

取組項目について、現在行っているものと将来必要なもので分析すると、「生物多様性への配慮」や「ESGに関する情報開示」のように、概ね、現在取り組んでいない項目について、将来取り組んでいきたいという意向がうかがわれます。



環境保全のための取組（現在×将来）【事業者】

「瀬戸市環境基本計画」についての市民の認知度は、「知らない」とする回答が92.1%となっており、前回調査（「知らない」88.8%）と比較しても、計画自体の認知度は低下しています。



4. 第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価

本計画では、基本方針及び重点環境施策ごとに環境指標を設定し、毎年指標の達成状況を確認することで、計画の進捗状況を測っています。

「総ごみ排出量」や「再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数」は目標を達成していますが、「自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数」や「身近な生態系の自然環境調査の実施」は伸び悩んでいます。

また、中間改定にあたり、施策の効果を測る指標への変更や生物多様性に係る新たな指標の追加を検討する必要があります。

	指標	単位	目標の方向性及び目標値	当初値 2019	実績値（年度）				評価	
					2021	2022	2023	2024		
1 瀬戸の“しぜん”	保護・保全された森林の面積	ha	↑	2,578.45	2,578.45	2,578.45	2,578.45	2,578.45	B	
	森林の総面積	ha	→	6,300	6,299	6,297	6,301	6,288	C	
	自然とのふれあい講座やイベント実施回数及び参加人数	講座/年 人/年	↑	47 1,133	43 1,041	60 1,344	53 953	46 752	C C	
2 瀬戸の“くらし”	環境基準の達成状況	大気汚染 (二酸化硫黄など4項目)	-	-	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	光化学オキシダント以外達成	-※1
		河川水質汚濁 (瀬戸川など4河川)	-	-	蛇ヶ洞川以外達成	蛇ヶ洞川以外達成	達成	達成	達成	-※1
		道路騒音・振動 (十軒町など5地点)	-	-	西古瀬戸町以外達成	西古瀬戸町以外達成	達成	西古瀬戸町、山口町以外達成	西古瀬戸町、山口町以外達成	-※1
	資源物を含む一般廃棄物の量 (総ごみ排出量)	t	↓	41,488	39,852	38,930	37,589	36,024	A	
	家庭から回収される資源物の割合	%	↑	18.3	17.9	19.4	23.4	21.8	A	
	「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の補助申請及び問い合わせ件数	件/年	↑	63	63	65	61	64	A	
3 瀬戸の“ひとびと”	環境配慮に取り組んでいる事業所の数	事業所	↑	115	104	98	92	82	C	
	環境ビジネスに関連する情報発信回数	回	↑	未実施	1	1	2	4	A	
	「せと環境塾」などの実施数及び参加人数 (認定講座、イベントなど含む)	講座/年 人/年	↑	53 1,256	45 1,061	63 1,344	50 791	67 1,044	B C	
重点環境施策1	市民との連携・協働による保全の取組	件	3以上	1	1	1	2	2	B	
	特定地区の指定箇所数	地区	3	1	1	1	1	1	B	
	身近な生態系の自然環境調査の実施	回/年	1以上	0	0	1	2	0	C	
重点環境施策2	再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	件	1以上	0	0	0	1	2	A	
	再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数	回/年	1以上	0	0	0	1	1	A	
重点環境施策3	パートナーシップ型組織の参加数（市民）	人	100以上	59	47	48	40	44	C	
	パートナーシップ型組織の参加数（事業者）	事業者	100以上	57	57	57	57	8	-※2	
	オンラインを活用した講座の実施	講座/年	2以上	0	1	1	1	1	B	

評価 A：目標値を達成している B：現状値が当初値を上回っているまたは当初値を維持しているが、目標値には達していない C：現状値が当初値を下回っている

※1 モニタリングのために設定し環境基準で評価する指標のため、計画進捗としての評価は記載していません。

※2 計数対象とする制度を変更したため、計画進捗としての評価は記載していません。

5. 瀬戸市の環境課題

5.1. 自然環境に関する課題

(1) 特定地区の指定拡大と既存地区における保全活動の実施

本市では、緑豊かな森林や湿地、河川などで多くの生物が生息・生育し、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息地や、希少な植物（シラタマホシクサなど）が生ずる湿地など、優れた自然環境が多く残されています。

■ 下半田川町蛇ヶ洞川エリア

現在は、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づき、「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」が特定地区として指定され、「保護及び保全計画書」が策定されるなど、市独自の優れた自然環境を保護・保全するための道筋がつけられました。今後は、「保護及び保全計画書」に基づき地元住民と共に保全を進めているが、継続して実施することが必要です。

また、保全に向けては、知名度が高いオオサンショウウオだけではなく、周辺の自然環境・多様性についても市民へ啓発をしていく必要があります。

なお、近年では、外来種の侵入（オオサンショウウオの交雑個体、国内移入種のオヤニラミなど）が新たな課題となっており、特にオオサンショウウオ交雑個体は特定外来生物の指定となったことから、関係する部署と連携して対応していく必要があります。

■ 新地区指定に向けた検討

第2次計画で抽出された特定地区候補地の新規指定も含め、市内に存在する優れた自然環境の保護・保全に努める必要があります。

特定地区候補地の新規指定にあたり、本市の優れた自然環境や生物の多様性について把握に努め、また、市民の制度の理解を高め、協力体制を構築していく必要があります。

(2) 身近な生き物の生息、生育環境にも配慮した生物多様性保全の充実

令和2年(2020年)には、平成22年(2010年)のCOP10で設定された「愛知目標」の目標年を迎え、生物多様性に対する世界的な注目度は高まっています。

本市においても、市民生活や事業活動の場の近くに森林や河川、湿地などの様々な自然が存在しています。

このような身近な生き物の生息・生育環境にも配慮した生物多様性保全を充実させるためには、外来生物(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カミツキガメ、オオキンケイギクなど)の駆除などを図るとともに、優れた自然環境だけでなく身近な自然環境についても市民の理解を深めていく必要があります。

■ 自然環境の適切な保全及び体制の維持

自然環境を適切に保全するために、まず、自然環境情報の更新、最新情報を把握する手法を検討する必要があります。また、開発や耕作放棄などにより、自然環境が変化していることから、関係機関とも連携しつつ適切に保護・保全を継続し、さらに、定期的なモニタリング調査を行っていく必要があります。

■ 外来種・野生動物への対策

地域の生態系に影響を与える外来種について、早期の発見・対応を行っていくことが望めます。特にアライグマ、ヌートリア、ハクビシン及びオオキンケイギクは、駆除を継続していく必要があります。

オオサンショウウオ交雑個体については、保全検討会における専門家の意見を踏まえ、継続的なモニタリングと在来種の保護についての対応を行っていく必要があります。

自然環境の変化などに伴い野生動物が増加、人との軋轢が生じており、対応には、猟友会との連携が必要です。

■ 市民をはじめとしたさまざまな主体の積極的な関わり

保全活動の担い手の確保や、人材の育成と、企業や関係機関、大学などさまざまな主体との連携を進めていく必要があります。

瀬戸市の自然の現状や課題を積極的に市民に発信していく必要があります。

(3) 身近な自然を活かした自然とのふれあいの充実

本市の豊かな自然をよりよい姿で次代につなぐためには、より多くの市民や事業者はその存在の大切さを知ってもらう必要があります。本市には定光寺、岩屋堂、猿投山など多くの自然観光資源があり、市街地には水辺と親しむことができる瀬戸川が流れるなど、身近にふれあうことのできる自然が多く存在します。

今後は、このような自然観光資源や身近な自然を積極的に活用して、ふれあい活動の場や機会を充実していく必要があります。

■ ふれあい活動の場・機会の創出

市内の森林や河川を活用・紹介し、市民に親しみやふれあいをもってもらう必要があります。

せと環境塾など講座による自然環境や生物多様性にふれあう機会を創出しており、今後も継続していく必要があります。

5.2. 生活環境に関する課題

(1) 安全な市民生活の確保、安全な環境のための事業活動の展開

本市における大気環境、河川水質などの環境基準の数値は近年ほぼ横ばいとなっていますが、一部で環境基準を満たしていない項目も残されており、監視・指導体制の強化や迅速な苦情処理など、さらなる対策が必要となっています。

(2) 資源循環を意識したさらなる取組の推進

本市では、市民・自治会代表・事業者と市で構成する「瀬戸市ごみ減量推進会議」による取組が積極的に行われています。また、市民意識調査において、市民が行っている環境への取組で、「ごみの分別や、資源の回収に協力している」市民の割合が 8 割を超えるなど、高い意識を持って取組が進められています。

今後もこの高い意識を保ちつつ、さらなる高水準の資源循環型まちづくりの実現を目指して、各種取組を進める必要があります。

5.3. 地球環境に関する課題

(1) 自然環境などとの調和に配慮した再生可能エネルギーのさらなる促進

近年の世界的な地球温暖化の問題や資源循環に関する課題などは、本市においても無関係ではありません。本市では、令和元年（2019年）に「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、太陽光発電設備を設置する際に一定の基準を設けるなど、太陽光発電設備の設置と自然環境などとの調和を図るための取組を進めてきました。

今後も、市民・事業者が日常生活や事業活動を行う中で、個々が地域や地球環境のことを念頭に置いた取組を進めることが必要であり、それらの取組を後押しする効果的な環境情報の発信と活用を進める必要があります。

(2) 気候変動の影響への適応など新たな問題への対応

近年の夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動の影響による異常気象が全国的に増加しており、本市においても今後、想定外の被害が発生する可能性も想定されます。

また、国において、地球温暖化対策となる二酸化炭素の削減といった従来の「緩和策」に加え、近年増加する気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されるなど、本市においても新たな問題に対応するための対策を講じておく必要があります。

5.4. 連携・協働に関する課題

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

(1) 多様な主体との連携・協働のさらなる推進

本計画を推進していく中で、市民による「せと・まるっと環境クラブ」及び事業者による「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議※」において、市と市民、市と事業者といった2者連携による取組が行われてきました。

さらに、令和5年度（2023年度）からは、新たに設立されたパートナーシップ型組織「サステナブルせと」において、市民・事業者・教育機関などと市の協働による取組を進めています。

今後はそれぞれの活動の深化を図るとともに、市民・事業者・市の3者連携や、大学などの学術・研究機関との多様な主体との連携・協働も視野に入れた取組を進めていく必要があります。

※「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」は、新たなパートナーシップ型組織「サステナブルせと」に参加希望事業者が合流する形となり、令和5年度（2023年度）をもって活動を終了しました。

(2) グリーンな経済システムの実現

国の「第六次環境基本計画」において、「グリーンな経済システム」の構築が提唱されています。また、市内の事業者の意識調査においても「環境関連の取組はビジネスチャンスである」と考えている事業者が全体の4割を超えるなど、環境への関心度が高まってきています。

さらに、近年ではESG投資が浸透し、「GX（グリーン・トランスフォーメーション）」といった新しい考え方※も出てきており、環境と経済、社会の統合的向上に向けた動きも加速化されると予想されます。

そのため、市内の事業者においては、従来の事業活動に加え、環境に配慮した事業活動を積極的に取り入れていく必要があります。同時に、環境に対する取組を進める事業者を市民、市も一緒になって応援し、グリーンな経済システムの実現を目指す必要があります。

※産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革すべく、エネルギーの安定供給・経済成長・排出削減の同時実現を目指すという考え方です。

(3) 市民・事業者の環境に対する意識の向上

豊かな自然環境の保護・保全や、日々変化する様々な環境問題に対応していくためには、市民・事業者の環境に対する意識をさらに上げていく必要があります。そのためには、本市の環境の現状を知ってもらうことや、世界的な環境情勢を理解してもらう必要があります。

また、市や事業者、学術・研究機関など、各種主体が進める環境教育や環境学習といった環境を学ぶための手段や機会を充実させる必要があります。さらに、本市の環境に関する総合的な計画である本計画の市民・事業者に対する認知度を高め、市民や事業者の関心のもと、計画に沿った取組を着実に進めていく必要があります。

6. 中間改定の視点

中間改定にあたっては、達成状況や指標の妥当性を勘案し、以下の内容を必要に応じて見直すことにしました。

■ 生物多様性保全のための取組の充実

本計画では、本市の希少な生物の生息・生育環境などを保護・保全していくための取組を引き続き進めていくとともに、地域の生物多様性をさらに豊かなものにしていくために、市民生活に密接した身近な自然にも目を向けた計画としました。

■ 気候変動の影響への対応

本計画では、従来の緩和策に加え、熱中症対策など日常生活の中で市民や事業者自らが主体となって、気候変動に適応するための取組などを加味した計画としました。

■ 関連計画の策定・改定に伴う更新

本市では、令和3年度（2021年度）以降に「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」を新たに策定・改定しました。これらの計画の内容を、本計画に反映しました。

■ 評価指標の更新

本計画の既存の指標は、より取組の成果を把握できる指標に更新しました。さらに、生物多様性に関する取組や新たに策定・改定された関連計画の進捗を図る指標を新たに設定しました。